

生活保護 の しおり



榎 原 市

生活保護について

○生活保護とは

人は生活していく上において、病気やケガなどにより働けなくなるなど、様々な事情により自分たちがいくら努力しても生活に困ることがあります。

生活保護は、そのようなときでも暮らしに必要なお金や医療などを給付することで日本国憲法第25条に基づく「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、自立した生活を送れるよう支援する制度です。

自立とは、

日常生活自立 自分で自分の健康・生活管理を行うなど、日常生活における自立を目指します。

社会生活自立 社会的なつながりができ、地域社会の一員として充実した生活が送れるよう社会生活の自立を目指します。

経済的自立 就職などにより、自身で収入を得ることで生活ができるよう経済的自立を目指します。

この制度は、憲法に基づく国民の権利です。要件を満たすかぎり、だれでも平等に受けることができます。

生活保護を受給するにあたって

生活保護を受給するにあたって、次のことが必要です。

資産の活用

世帯員の資産（預貯金、生命保険、証券、自動車、土地、家屋、貴金属など）は、解約や処分をして生活のために活用してください。なお住宅ローンを支払っている場合は、原則として生活保護の対象にはなりません。また借入金の返済は生活に必要な費用とは認められません。

ただし、現在お住まいの住宅、障がいなどのために特に必要な自動車および生命保険などは、一定の要件のもとにその保有が認められる場合があります。

稼働能力の活用

家族の中で働ける能力のある人は、その能力に応じて働いてください。

なお、福祉事務所では、就労支援員が「就職」から「職場への定着」まで、自立に向けた支援を行っていますので、ご相談ください。

他の制度の活用

他の法律や制度で受けることができる年金、手当てなどは、すべて受けてください。（国民年金、厚生年金、傷病手当金、雇用保険、補償金、児童扶養手当など）

扶養義務者からの援助

扶養義務者からの援助は保護より優先されます。

※扶養義務者への照会を行うかどうかは、個々に状況をお聞きしたうえで判断しています。DV 被害者については関係者へ照会を行いません。

※「保護に優先する」とは、例えば仕送りなど、扶養義務者からの金銭的援助が行われたときに、収入として取り扱うことを意味します。

生活保護の相談から決定まで

相 談

生活保護の相談については、福祉事務所に相談してください。

家庭の事情や困っている状況をお聞きして、生活保護制度や他の利用できる制度について案内します。お聞きした相談内容を、他の人へ話すようなことはありませんので安心して相談してください。

申 請

生活保護の申請をすることができるのは、原則として生活保護を必要とする方が同居している家族や扶養義務者（親や子ども、兄弟姉妹など）の方です。

手続きや書類の書き方は、担当者が案内します。

申請の際は、申請書のほか、収入や資産の状況、お住まいの状況を確認できる

書類などを提出いただきます。

なお、申請日にすべての書類がそろっていない場合でも申請はできます。ただし、申請後すみやかに提出していただきます。書類の提出が遅くなる場合、決定までの日数が長引くため、ご注意ください。

調 査

申請を受けて、保護が必要かどうかを審査するため、福祉事務所の担当員が家庭訪問や関係機関（銀行、生命保険会社、病院、他市福祉事務所など）へ必要に応じて照会を行い、以下のことについて調査します。

- ・ 家庭訪問によるお住まいの状況
- ・ 資産の状況
- ・ 保険契約の状況
- ・ 就労収入の状況
- ・ 健康状態と稼働能力（医師の意見を求める場合があります）
- ・ 扶養義務者の状況（DV などにより扶養の可能性がない場合は照会しない場合があります）
- ・ 住居の契約状況
- ・ 他市での生活保護受給状況
- ・ その他保護の決定に必要な事項

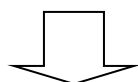
家庭訪問

お住まいの状況の確認や、世帯全員の生活状況などをお聞きするため、申請日から数日以内にご自宅へ訪問します。

……決め方は？……

生活保護は、世帯（生活をとともにしている人）を単位として決められます。
その世帯全員の収入が生活費の基準（最低生活費）より少ない場合に、その不足分が生活保護費として支給されます。

生活保護が適用される場合



（収入が最低生活費より少ないとき）

最低生活費の額	
収入の額	生活保護費の額

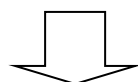
※収入とは…

働いて得た収入のほか、他の法律などにより支給される年金、手当類、親や子どもや兄弟姉妹などからの仕送り、資産を貸したり売ったりして得たお金など、その世帯に入るすべてのものです。

※最低生活費とは…

その世帯の家族の人数、年齢などをもとに国で決められた基準により計算された1カ月分の生活費の額で、月によって変わる場合があります。

生活保護が適用されない場合



（収入が最低生活費より多いとき）

最低生活費の額		
収	入	の 額

……内容は？……

生活保護には8種類の扶助があります。

生活扶助 衣食、光熱水費など日常生活に必要なものについて行われます。

特別の需要がある方に対する加算があります。

【加算の例】

- ・妊産婦加算 妊産婦の方への加算
- ・障害者加算 一定の要件を満たした障がいのある方への加算
- ・児童養育加算 高等学校など終了前の児童を養育する方への加算
- ・母子加算 ひとり親世帯で、児童を養育している方への加算
- ・介護保険料加算 介護保険一号被保険者（65歳以上）で保険料が普通徴収されている方への加算
- ・冬期加算 冬期（11月～3月）に需要が高まる光熱費に対応するための加算

住宅扶助 家賃（共益費は除く）、地代または住宅の修理などについて行われます。

教育扶助 義務教育に伴う学用品、給食費などについて行われます。

医療扶助 病気やケガなどをした場合の医療について行われます。

介護扶助 介護サービスについて行われます。

出産扶助 出産に伴って行われます。

生業扶助 高等学校への就学費や技能を身につけたり就職の支度などについて行われます。

葬祭扶助 葬祭を執り行う方に対し、葬祭にかかる費用について行われます。

一時扶助 一時的な必要に応じて、次のような扶助があります。

1. 被服費・・・保護開始時や長期入院していた方が退院し、使用できる布団・衣服がない場合の布団、衣服代
2. 家具・什器・・・保護開始時や長期入院していた方が退院し新たに住居を借りる場合などに必要となる冷蔵庫、洗濯機、冷暖房器具など
3. 転居等の敷金・・・現在の住居から立ち退きを求められた場合、福祉事務所から基準内家賃の住居へ転宅を指導された場合、退院して帰る住居がない場合などで、新たに住居を借りるときの敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料など
4. 更新料・・・住居の契約更新の際に必要な更新料・火災保険料など
5. 住宅維持費・・・屋根、壁などを修理する場合の費用
6. 移送費・・・通院交通費について、医療機関に通院する時に必要な最小限度の金額かつ日数分に限られます。また、けがや病気の状態に応じて、もっとも経済的かつ合理的な経路や交通手段を利用した場合の費用が対象です。
7. 期末一時扶助・・・12月から1月にかけて、引き続き保護を受けている場合の越年費用
8. その他・・・小中学校・高校入学準備金、教材費など

給付金 自立を促進することを目的として、次の給付金があります。

1. 就労自立給付金
生活保護を受給していた人が安定した職業に就き、保護を要しなくなったため、生活保護が廃止になったときに支給します。支給額は保護受給中の就労収入により異なります。
2. 進学・就職準備給付金
大学や専門学校などの入学が決まった際、または生活保護を受給せず給料のみで生活できる程度の安定した職業に就職が決まった際に、進学や就職の準備支援のため支給します。

決 定

生活保護が必要な世帯員から提出された書類や調査結果をもとに、生活保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要かを、申請日から原則として14日以内（遅くとも30日以内）に文書で通知します。

生活保護が決定された場合には

生活保護費の支給

原則として、毎月5日にその月の生活保護費が支給されます。その他、保護費の追給がある場合などについて、月に2回随時の支給日を設けています。
（原則、銀行振込）

家庭訪問

福祉事務所の担当ケースワーカーが定期的に訪問し、生活状況を聞きとります。

介護を受けるときは

介護サービスを受けようとするときは、要介護認定申請などの手続きが必要となりますので、あらかじめ担当ケースワーカーに相談してください。

病院にかかるときは

- ① 平日に病院を受診するときは、事前に福祉事務所に連絡してください。
急病などで平日・日中に受診ができず、休日・夜間に受診する場合は、病院の窓口で生活保護を受給していることを伝えてください。受診後は平日午前8時30分～午後5時15分に福祉事務所へ連絡をしてください。
マイナ保険証や自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、提示して受診してください。
- ② 薬局などで薬が調剤される時は、原則として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）が処方されます。
- ③ 次のような場合には、給付条件がありますので、あらかじめ担当ケースワーカーに相談してください。
 - ・治療のために、コルセットやメガネ、歩行補助杖などが必要なとき。
 - ・整骨院（柔道整復）、鍼灸院（はり・きゅう）などで治療を受けるとき。
- ④ 通院にあたり交通費が必要なときは、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病などの状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段である場合は認められます。あらかじめ担当ケースワーカーに相談してください。
- ⑤ 同じ病気やケガの治療のために、複数の病院を受診することはできませんので注意してください。

減免・免除について

生活保護を受けている人は、次のような減免および免除が受けられます。

- ①国民年金保険料の免除
- ②市県民税の減免
- ③固定資産税の減免
- ④NHK テレビ放送受信料の免除
- ⑤保育所の保育料の免除
- ⑥インフルエンザ予防接種自己負担額の免除（65歳以上の場合のみ）
- ⑦肺炎球菌予防接種自己負担額の免除（65歳から5歳きざみの方が対象で生涯を通じて1回限り）

守られています

生活保護を受けている人には、権利として次のことが守られています。

正当な理由がないのに、生活保護を止められたり、生活保護費を減らされたりすることはありません。

- 生活保護費として受けたお金や品物またはそれらを受ける権利は差し押さえられることはありません。またそれらに税金などもかかりません。

守っていただきます

- 働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。病気などで働くことが難しい方は、医師の指示に従って、治療に専念してください。
- 現在治療中の病気がない方も、自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持できるよう努めてください。
- 住宅費や給食費などは、定められた期限までに必ず支払いましょう。滞納してはいけません。
- 収入・支出などの生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、生活の維持向上に努めてください。

届け出と申告

生活保護を受給している世帯員の届け出をもとにして生活保護費の金額が決められますので、次のような場合には、すぐに福祉事務所に届けてください。

- 1) 収入を得たり、収入が増えたり減ったりしたとき
(郵送か電子申告も可能)
 - 保護費以外の収入があればどんな収入でも、速やかに、正しく収入申告をしてください。
 - 稼働年齢層(15歳～64歳)については、3月、6月、9月、12月に収入申告書を提出してください。
 - 高齢者や障がい、疾病を理由として収入がない場合でも少なくとも年一回、収入申告書を提出してください。

収入申告が必要な場合には、下記のような例があります。

① 給与収入

- ・ 給与収入については、毎月収入申告書を提出し、明細書を添付してください。また、「給与所得者の源泉徴収票」を受け取った場合も必ず届け出てください。
- ・ 給与には学生のアルバイト収入、障がいをお持ちの方などが受け取る作業所収入も含まれます。
- ・ なお、福祉事務所では、毎年課税調査を行っており、福祉事務所に申告されている収入と、勤務先から市役所などに提出される「給与支払い報告書」などの課税資料の内容と一致しているかを確認しています。

② 年金・手当収入

- ・ 年金・手当などを新たに受給できることが分かったときや、年金・手当などの受給額に変更があったときは年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書などを提出してください。また、「公的年金などの源泉徴収票」を受け取った場合も必ず届け出てください。（例）老齢基礎年金、障害基礎年金、厚生年金基金、傷病手当、失業給付、児童扶養手当、児童手当など

③ 仕送りの額に変更があったとき

④ 臨時収入があったとき

（例）賞与または寸志、資産の売却代金、生命保険の給付金や返戻金、税金・保険料や医療費の還付金、事故に伴う保険金、見舞金、感謝料、フリマアプリ売上金など

※借金および他人への金銭貸与について

借金（知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど）も収入として認定されます。借金をするとその分生活保護費が減ってしまいます。なお、進学に必要な貸付を受けることが認められる場合もありますが、福祉事務所に届出は必要です。

また、他人への金銭貸与は、本人の最低生活の維持にも、自立の助長にも資することがなく、その金銭が返済されれば、活用可能な資産が増加し、収入認定となるため、速やかに収入申告書による届出が必要です。

正しく収入申告を行えば、次のような控除を受けることができます

○就労収入に対する控除

- ・基礎控除 給与総額に応じて、一定の金額が収入から控除されます。
- ・20歳未満控除 20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が収入から控除されます。
- ・その他の必要経費 社会保険料、所得税、交通費などが控除されます。

○高校生のアルバイト収入

- ・授業料の不足分やクラブ活動費、修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など、自立更生の費用に充てられると福祉事務所に認められた場合、収入として認定しない取り扱いとなります。
- ※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合もあります。

2) 家賃、間代、地代が変わったとき

3) 日本年金機構から通知があったとき

4) 健康保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度以外）が使えるようになったとき、または使えなくなったとき

5) 入院したり、退院したりしたとき

① 入院先の病院名、診療科目、入院の理由を教えてください。

② 入院の期間がどのくらいか、見込みがわかっている場合は教えてください。（入院が1ヶ月以上続く見込みの場合は、生活費が「入院の基準」となり、「居宅の基準」よりも少なくなります）

6) 介護施設などの入所・退所を検討しているとき

7) その他、生活の状況が変わったとき

① 世帯員および扶養義務者の転出・転入・結婚・出産・死亡など、人員に変動があったとき

② 高等学校・大学・専門学校などへ進学されるとき。また、進学され

た方が、留年・休学・退学されるとき。

- ③ 交通事故などの被害にあわれたとき
- ④ 長期間留守にしなければならないとき（行先・期間・理由をあらかじめ届け出てください。）
- ⑤ 転居しなくてはならない理由が生じたとき
（転居については、必ず事前にご相談ください。）
- ⑥ その他家族や生活状況が変わったとき

資 産 申 告

生活保護を受給している世帯員の資産の状況について、資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年1回の申告が必要です。

生活の向上に努めてください

働ける人は能力に応じて働いてください。また、扶養義務者の生活状況に応じ援助（仕送り、引き取りなど）を求めるなど、自立に向け、生活の維持、向上に努力してください。

指導・指示について

自立の促進、生活の維持・向上その他保護の目的達成のために、生活保護を受給している世帯員の生活状況によっては、指導・指示をすることがあります。

生活保護費を返していただく場合があります

生活保護費の返還

- ① 生活上の変化（転出、死亡など）や収入の増加（就労、年金、仕送りなどの全ての収入）により、月の始めに支給した生活保護費が結果として

多くなったときは、多い分だけ返していただきます。

- ② 急迫した事情（事故や急病など）のため、**資力があるにもかかわらず、生活保護を受けた場合には、**受けた生活保護費（医療費を含む）に相当する金額の範囲内の額を返還していただきます。

※たとえば

- ア. 交通事故などで損害賠償を受けたとき
- イ. 生命保険を解約し、保険金などを受けたとき
- ウ. 不動産（土地・家屋）などが売れたとき
- エ. 各種年金・手当などをさかのぼって受けたとき

※資力があるものの、すぐに活用できない場合の取扱い

資力（預貯金・生命保険・居住のために使われていない土地家屋、交通事故の賠償金・手当や年金の受給権・遺産相続など）があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん生活保護を開始します。ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときには、それまでに支給した保護費（医療費・介護費を含む）をさかのぼって返還していただきます。この時、世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合もあります。

不正受給の費用の徴収と罰則

事実と違う申請や不正な手段により生活保護費を受けたときは、その生活保護費（医療費を含む）を返していただきます。また、その生活保護費を返していただくだけでなく、生活保護法第85条または刑法の規定によって処罰されることがあります。

特に悪質な不正受給であると認められた場合は、不正受給の徴収金に加え、徴収金に100分の40を乗じて得た金額以下の金額を加算して徴収する場合があります。

※生活保護法第85条 罰則

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

自動車について

自動車の保有、占有及び使用は原則として認められません。
使用については、他人の自動車を借りて運転することも認められません。
これらの事実が認められた場合には、生活保護が停止、または廃止されることがあります。

ただし、特別な事情（身体的な障がいなどで電車やバスでの通院ができない場合や、自動車以外での通勤ができない場合など）により認められる場合もありますのでご相談ください。

オートバイ及び原動機付き自転車の保有について

総排気量 125cc 以下のオートバイ及び原動機付き自転車については、その処分価値及び主な用途などを確認したうえで、次のすべての要件を満たすものについては保有が認められます。

1. 当該オートバイなどが現実に最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。
2. 保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること。
3. 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
4. 保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。

暴力団員について

現役暴力団員は、奈良県における「暴力団員による生活保護不正受給防止対策協議会」の取り決めにより、また、稼働能力活用の要件に適合せず、資産・収入の活用の要件が確認できないため、生活保護を適用することはできません。生活保護が必要な場合は、協議会の基準により所定の手続きを行った後に申請していただくことになります。また、暴力団員であることを隠して生活保護を受けていた事実が判明した場合は、不正受給とみなされ保護に要した費用の返納及び詐欺罪などによる処分がなされる場合があります。

ケースワーカーの金銭取扱いについて

ケースワーカーは、戻入金や返還金などの現金を収納したり、預かったりすることはできません。

生活保護の決定に不服があるときは

福祉事務所の決定に納得できない場合は、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に奈良県知事に対して不服申し立て（審査請求）を行うことができます。



檀原市福祉事務所（生活福祉課）

〒634-0804

檀原市内膳町1-1-60（ミグランス 分庁舎 3階）

電話 0744-29-8250

平日 午前9時～午後4時30分

令和8年7月14日現在